

川西市広告入り案内地図等設置事業仕様書

1 事業名

川西市広告入り案内地図等設置事業

2 事業期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 12 か月間。

ただし、事業期間満了の 3 か月前までに、双方から特段の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件で、更に向こう 1 年更新され、その後も同様とします。

なお、更新については、当初事業開始年度から通年 5 年度を超えることができないものとします。

3 設置場所

川西市中央町 12-1

川西市役所本庁舎 1 階玄関フロア内壁面

別紙「設置場所位置図」を参照

4 事業内容

(1) 広告入り市全域図、市役所周辺案内図及び庁舎案内図

市全域図、市役所周辺案内図及び庁舎案内図の作成、設置及び維持管理等を行い、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(2) 広告入り市政情報モニター

市政情報モニターの作成、設置及び維持管理等を行い、モニター上に民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(3) 広告入りガイドブック

ガイドブックの作成、設置を行い、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載できるものとする。

(1) 広告入り市全域図、市役所周辺案内図及び庁舎案内図

| | | |
|-----|---|--|
| 本体 | 全体寸法 | 高さ:2,000 mm×幅:4,000 mm×奥行き:700 mm (厚さ 100 mm)程度 |
| | 筐体 | 電気亜鉛メッキ鋼板(t1.5 以上)加工、メタリック焼付塗装と同程度の使用を施すこと。 |
| | 表示面 | インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度以上の視認性及び表現力を発揮するようにすること。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 可動式とし、庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等でも容易に転倒しないように設置すること。また、撤去の際は原状回復すること。 ・ 本体枠の角が鋭利とならないように加工すること ・ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調節ができるようにすること。また、手動スイッチによる電源のオン/オフも容易にできるようにすること。点灯時間は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までの 8 時間を基本とする。 ・ 電気料金は、機器のw(ワット)数に応じた電気使用料とし、設置事業者の負担とする。 ・ 設備本体の電気は、既存の電源を使用すること。 ・ 設置場所が公共用施設であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものになるように配慮すること。 | |
| 情報枠 | 庁舎内案内図 | 縦:1,000 mm×横:1,400 mm程度 |
| | 周辺案内図 | 縦:1,000 mm×横:850 mm程度 |
| | 市全体図 | 縦:1,000 mm×横:700 mm程度 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地図作成は国土地理院の地図をベースに作成すること。 ・ 周辺案内地図は本体内に収まり、市役所周辺案内図、市全域図の構成とすること。 ・ 市が作成した原案に基づいて庁舎案内図を表示すること。 ・ 公共施設等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。 ・ 文字の大きさや配色等はユニバーサルデザインに心掛けること。 ・ 基調色については、周囲の環境と調和のあるデザイン・色等とすること。 | |
| 広告枠 | 広告枠 | 庁舎内案内図、市役所周辺案内図、市全域図を除く空きスペースとする |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告枠には、原則、市内に所在する民間事業者の広告主の広告を表示することができるものとする。(写真・名称・所在・電話番号等) ・ 地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。 ・ 広告枠の一枠が極端に大きくならないようにすること。 ・ 広告を掲載できる者、広告内容等は、川西市有料広告取扱要綱及び川西市広告入り案内地図等広告掲載基準に定めるところによる。 ・ 広告の表示や広告枠の掲載内容については、市がその都度定める期間までに広告原稿を市担当者へ提出し、川西市広告審査委員会で審査したものを掲載すること。 ・ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 年に一度は地図等を張り替えること。ただし、本市が張り替えが必要ないと認めた場合はその限りでない。 ・ 公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。 | |

(2) 広告入り市政情報モニター

| | | |
|-----|---|--|
| | 全体寸法 | 高さ:2,395mm×幅:930mm×奥行き:700mm程度 |
| | 筐体 | メーカー標準仕様 |
| 本体 | 表示面 | 液晶ディスプレイ |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・本体は可動式とし、庁舎施設に負担の少ない方法で固定するなど、地震等でも容易に転倒しないように設置すること。また、撤去の際は原状回復すること。 ・本体枠の角が鋭利とならないように加工すること ・照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調節ができるようにすること。また、手動スイッチによる電源のオン/オフも容易にできるようにすること。 ・電気料金は、機器のw(ワット)数に応じた電気使用料とし、設置事業者の負担とする。 ・点灯時間は、開庁日の午前9時から午後5時までの8時間を基本とする。 ・設備本体の電気は、既存の電源を使用すること。 ・設置場所が公共用施設であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものになるように配慮すること。 | |
| 情報枠 | 市政情報枠 | 縦:393mm、横:698mm程度（広告掲出枠の上部に設置すること） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・市から提供する行政サービス情報を掲載すること。 ・動画の配信及び音声使用が可能であること。 ・詳細な展開画面等については市との打合せにより決定していくこととし、決定後も必要に応じて変更に対応すること。 ・掲載内容の書き換え専用のノートパソコンとUSBメモリも貸与すること。 ・掲載内容は、市と設置事業者双方で更新が可能であること。 ・文字の大きさや配色等はユニバーサルデザインに心掛けること。 ・基調色については、周囲の環境と調和のあるデザイン・色等とすること。 | |
| 広告枠 | 広告枠 | 高さ:1,220mm、幅:688mm程度（床から1,850mmまでの範囲とする） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・広告枠については、タッチパネル式とする。なお、車いす利用者等に配慮するため、表示画面と床面までは極力、段差がない意匠にするとともに、タッチパネル部分については配慮すること。 ・広告を掲載できる者、広告内容等は、川西市有料広告取扱要綱及び川西市広告入り案内地図等広告掲載基準に定めるところによる。 ・広告の表示や広告枠の掲載内容については、市がその都度定める期間までに広告原稿を市担当者へ提出し、川西市広告審査委員会で審査したものを掲載すること。 ・広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。 | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・モニターの破損、汚損、不具合等の場合や広告掲出に関するトラブル等には早急に対応すること。 ・公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。 | |

(3) 広告入りガイドブック

| | | |
|-----|-------|---|
| 本体 | 媒体サイズ | A3判(A4仕上げ 4頁 二つ折り) |
| | 材質 | マットコート110kg |
| | カラー | 多色刷り |
| | | ・年1回発行すること。 |
| 情報枠 | | <ul style="list-style-type: none"> ・地図作成は国土地理院の地図をベースに作成すること。 ・周辺案内地図は本体内に収まり、市役所周辺案内図、市全域図の構成とすること。 ・市が作成した原案に基づいて庁舎案内図を表示すること。 ・公共施設等、本市が指定する情報を分かりやすく表示すること。 ・文字の大きさや配色等はユニバーサルデザインに心掛けること。 ・基調色については、周囲の環境と調和のあるデザイン・色等とすること。 |
| 広告枠 | 広告枠 | 表示面全体の概ね3割程度 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・広告枠には、原則、市内に所在する民間事業者の広告主の広告を表示することができるものとする。(写真・名称・所在・電話番号等) ・地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。 ・広告枠の一枚が極端に大きくならないようにすること。 ・広告を掲載できる者、広告内容等は、川西市有料広告取扱要綱及び川西市広告入り案内地図等広告掲載基準に定めるところによる。 ・広告の表示や広告枠の掲載内容については、市がその都度定める期間までに広告原稿を市担当者へ提出し、川西市広告審査委員会で審査したものを掲載すること。 ・広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項についても注記すること。 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> ・市が必要と認める場合は、設置事業者はガイドブック設置場所にA4サイズのパンフレットラックを設置すること。 ・パンフレットラックを設置する場合は、地方自治法第238条の4第7項及び川西市公有財産規則(平成4年3月31日規則第17号)第19条第4号の規定に基づく行政財産の使用許可を受けなければならない。 ・パンフレットラック設置にかかる許可を受けるにあたり、川西市行政財産使用料徴収条例(昭和44年3月24日条例第1号)第2条第1号及び第2号に定める行政財産使用料を市に対し納付しなければならない。 ・パンフレットラックが破損・汚損などにより不具合等が発生した場合や広告掲出に関するトラブル等が発生した場合は、設置事業者が早急に対応すること。 |

5 支払い条件

本市が発行する納入通知書により、期日までに広告料、行政財産使用料及び電気使用料の全額を支払うこと。支払われた広告料等は返還しないこととする。(ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。)

6 その他

- (1) 製作・設置・移設・撤去・維持管理等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。
- (2) 市民サービスの向上が見込める機能等については、提案事項とする。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、市の指示に従うものとする。
- (4) 事業の実施にあたり、疑義が生じたときは市と設置事業者が協議してこれを解決するものとする。

1 階

